

Zenken通信 (vol. 62)

▽ 今回のお届け情報

Title: 富山県「入札・契約制度を改正」

Outline

添付資料P1～3

○富山県は、低入札価格調査制度における数値判断基準（失格基準）の見直しを始めとして、9月より入札・契約制度を一部改正した。

[主な見直し内容]

- (1) 数値的判断基準（失格基準）の見直し
入札価格が次の項目の合計額を下回った場合は失格
 - ・ 直接工事費×0.75 ⇒ ×0.85
 - ・ 共通仮設費×0.70 ⇒ ×0.85
 - ・ 現場管理費×0.60 ⇒ ×0.70
 - ・ 一般管理費×0.30 ⇒ 変更なし
- (2) 総合評価方式の評価基準の見直し
「企業の地域性・社会性」の評価項目
 - ・ 主たる営業所の所在地の配点の見直し
 - ・ 鋼橋上部工事及びPC工事において、「災害協定への参加」を追加

《富山県建設業協会提供》

担 当 : 事業企画課 林

入札・契約制度の改正について

1 数値判断基準(失格基準)の見直し

(1) 改正の内容

現 行	改 正 後
入札価格が次の場合は失格とする。 入札価格 < (調査基準価格を下回る価格での入札者全員の平均入札価格) × 0.9 (※) 調査基準価格を下回る価格での入札者が3者未満の場合は、下位3者とする。 ただし、次の場合は、この限りでない。 入札価格 ≥ 直接工事費 × 0.75 + 共通仮設費 × 0.7 + 現場管理費 × 0.6 + 一般管理費 × 0.3 (※) 工場生産品費の割合が高い(概ね7割を超えるもの)電気設備工事等は適用除外とする。	入札価格が次の場合は失格とする。 入札価格 < (調査基準価格を下回る価格での入札者全員の平均入札価格) × 0.9 (※) 調査基準価格を下回る価格での入札者が3者未満の場合は、下位3者とする。 ただし、次の場合は、この限りでない。 入札価格 ≥ (直接工事費 + 共通仮設費) × 0.85 + 現場管理費 × 0.7 + 一般管理費 × 0.3 (※) 工場生産品費の割合が高い(概ね7割を超えるもの)電気設備工事等は適用除外とする。

(2) 施行(適用)期日

平成21年9月7日以後に指名の通知又は入札の公告を行う工事に係る入札から適用します。

問合せ先: 富山県土木部管理課入札・契約係
 TEL: 076-444-3309

総合評価方式の一部改正の概要

富山県土木部建設技術企画課

富山県では、総合評価方式の試行を平成18年度下半期より開始しており、これまでに234件（H18年度17件、H19年度110件、H20年度108件）の工事において試行を実施したところです。その試行結果の検証を踏まえ、平成21年9月から総合評価方式の制度の一部改正を行いますので、お知らせいたします。

1. 改正のポイント

○企業の施工能力

- ・工事成績の配点の見直し（満点を20点→25点に見直し。20～24点は1点刻みで評価し、加点される工事成績の下限を65点→70点に見直し）

○配置予定技術者の能力

- ・工事成績の区分の見直し（加点される工事成績の下限を65点→70点に見直し）

○企業の地域性・社会性

- ・主たる営業所の所在地の配点の見直し（満点の配点を15点→20点に見直し）
- ・鋼橋上部工工事及びプレストレスト・コンクリート工事の工種において、災害協定への参加を評価項目に追加

2. 配点

	高度技術 提案型	標準型	簡易型		配点
			A	B	
高度な技術提案	●				50～400
施工に係る技術提案	○	●			50(100)
基本項目 簡易な施工計画	○	○	●		50(0)
企業の施工能力 (実績・成績・表彰・ISO・技術者数)	○	●	●	●	55
配置予定技術者の能力 (実績・成績・資格)	○	●	●		20
企業の地域性・社会性 (所在地・災害協定・除雪実績)	○	●	●	●	35
評価点数	210～410	210	160	90	
技術加算点	30～60	30	20	15	

3. 平成21年度の試行方針

平成21年度は、平成20年度から行った総合評価方式制度の一部改正や事務低減の取り組みを踏まえ、その試行件数をこれまでの約2倍の200件程度に拡大することとして試行に取り組んでいます。

【お問い合わせ先】

富山県土木部建設技術企画課企画調整係

電話 076-444-3138 FAX 076-442-7954

2

近接して工事を発注する場合の間接工事費等の調整について

近接して工事を発注する場合の間接工事費等の調整については、以下の通り改訂しましたのでお知らせします。

○改正の内容

(現在)

随意契約および一般・指名競争入札では、近接する現工事と一件の工事として積算し、間接工事費等^(注1)を調整したものを設計額とする。



(改訂)

一般・指名競争入札においては、入札公告又は指名通知の時点で近接する現工事を明示したうえで、間接工事費等を調整しないものを設計額とします。

ただし、入札の結果、落札者が近接する現工事の請負人と同一となった場合、契約後速やかに間接工事費等を調整した設計額で変更契約を行います。

なお、随意契約においては、従来通り調整した設計額とします。

(注1)「間接工事費等」とは、共通仮設費・現場管理費・一般管理費などをいいます。

問合せ先

富山県土木部管理課入札・契約係

建設技術企画課技術指導係

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号 TEL 076-444-3309(入札・契約係)

TEL 076-444-3298(技術指導係)